

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：五建工業株式会社

住所：東京都千代田区内神田 1－1 6－3

2. 指名停止措置期間 自 令和 6 年 5 月 24 日 3 ヶ月
 至 令和 6 年 8 月 23 日

3. 事実概要

五建工業株式会社使用人は、令和 2 年 5～6 月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。

上記 1 件の入札情報を入手した見返りとして自宅改修工事費約 17 万円を負担した。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 15 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 15 号＞

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9－8 6 4－0 5 6 4